

第1回感染症健康危機管理対策会議の開催、 内閣感染症危機管理統括庁感染症危機管理統括審議官の視察、 令和7年度措置訓練の実施について（11月27日）

（1）第1回感染症健康危機管理対策会議の開催

場所：成田空港検疫所 総務課会議室

時間：10:00～11:00

成田空港検疫所は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（※1）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（水際対策編）（※2）に基づき、新型インフルエンザ等の発生の際、水際対策関係者との情報共有・相互協力をを行うため、感染症健康危機管理対策会議を設置し、第1回の会議を午前中に開催しました。

会議では、最初に会議の設置主旨等を説明した後、午後に実施する検疫感染症措置訓練と同じ想定で、新たな感染症が海外で発生した場合の成田国際空港における初動対処等を確認する机上訓練を実施しました。新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、令和4年に検疫法が改正され、航空機の所有者や検疫飛行場の管理者等に加え、関係行政機関の長に対して検疫所長は必要な協力を求めることが可能となったため、この点を訓練内容に盛り込む工夫を凝らしました。

※1 新型インフルエンザ等対策政府行動計画

※2 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン

（2）令和7年度成田国際空港検疫感染症措置訓練の実施

場所：成田国際空港株式会社 本社ビル1階S会議室

時間：13:30～16:00

成田国際空港保健衛生協議会と協力し、中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者対応訓練を実施しました。成田国際空港保健衛生協議会構成機関、協定締結医療機関、関係機関等43機関100名（所内の内部参加者を除く）にご参加頂きました。

航空機内で、中東呼吸器症候群（MERS）を疑う患者の通報があったとの想定で、①検疫官による機内検疫、②健康相談室における医師や看護師による患者診察や検体の採取、③陽性判明後の疑似症患者の医療機関への搬送といった、検疫の手順について映像を交えた実働訓練を実施し、特に、疑い患者の医療機関への搬送については、印旛保健所職員の協力のもと、患者搬送における実際の手続や動きを確認しました。また、検疫実施後の航空機内の消毒については、事前撮りしていた映像を用いて、航空機における消毒の実際について説明を行いました。



(機内検疫での患者への対応)



(健康相談室での患者以外の旅客への対応)



(健康相談室での患者への検体採取)



(印旛保健所職員による疑似症患者の移送)

(3) 今回の訓練における内閣感染症危機管理統括庁の視察について

場所：成田空港第2ターミナルビル検疫検査場

関係機関からの参加として、内閣感染症危機管理統括庁感染症危機管理統括審議官が訓練を視察され、訓練後に講評をいただきました。

なお、訓練に先立って、成田空港検疫所の検疫現場の視察が行われ、検疫検査場でのブース検疫の様子や体調不良者への対応、ほか海外から侵入してくる蚊の調査の実施状況などを確認していただきました。また、検査室において、BSL3実験室を含む感染症検査の実施状況を確認されました。



(健康相談室での体調不良者への対応について
確認される統括審議官)

以上